1に次のように加える。

⑶　家庭用冷凍庫製造事業者等は、目標年度（平成33年４月１日に始まり平成34年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用冷凍庫のエネルギー消費効率（３⑶に定める方法により測定した数値をいう。以下１⑶及び２－１－１ハにおいて同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	貯蔵室	冷却方式	
a	冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	$E_3=0.589V_3+74$
b		冷気強制循環方式のもの	$E_3=1.328V_3+80$

備考　E_3及びV_3は、次の数値を表すものとする。

E_3：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

V_3：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位　リットル）

$V_3=\sum_{i=1}^{n}$（Kci・Vi）

Kci：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

Vi：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位　リットル）

ｎ：冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 Kci
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

２－２－１の⑴中「ＪＩＳ　Ｃ9801（2006）」を「ＪＩＳ　Ｃ9801－３（2015）」に改める。

２－２－１の⑵中「表示すること」を「表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値の＋７％とする」に改める。

３の⑴を削る。

３の⑵中「１⑵」を「１⑴」に、「切替える」を「切り替える」に改め、３の⑵を３の⑴とする。

３の⑶中「１⑶」を「１⑵」に改め、３の⑶を３の⑵とする。

３に次のように加える。

⑶　１⑶のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　Ｃ9801－３（2015）に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切り替えることができるものを有する家庭用冷凍庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。

附　則

１　この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

２　この告示による改正後の平成二十五年経済産業省告示第三十五号２－２－１の規定により遵守するべき事項は、平成二十九年二月二十八日までは、なお従前の例によることができる。

○経済産業省告示第四十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条第一項の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月一日から施行する。

平成二十八年三月一日　　経済産業大臣　林　　幹雄

２－４、２－５、３－５及び６－４中「目安電気料金は」を「目安電気料金は、」に改める。

７－３の表中「198」を「100」に、「165」を「86」に、「133」を「72」に、「100」を「57」に改める。

７－４中「日本工業規格Ｃ9801（2006）の15．消費電力量試験」を「日本工業規格Ｃ9801－３（2015）」に改める。

７－５中「使用実態」を「使用実態等」に、「30℃及び15℃、冷蔵室の扉開閉35回／日等」を「32℃及び16℃、冷蔵室及び冷凍室への食品の代替となる水の投入等」に改める。

８－３の表中「216」を「100」に、「177」を「90」に、「139」を「80」に、「100」を「69」に改める。

８－４中「年間の目安電気料金＝Ｅ×Ｚ」を「年間の目安電気料金は、次に基づき算出するもの
年間の目安電気料金＝Ｅ×Ｚ
とする。」に、「日本工業規格Ｃ9801（2006）の15．消費電力量試験」を「日本工業規格Ｃ9801－３（2015）」に改める。

８－５中「使用実態」を「使用実態等」に、「30℃及び15℃、冷凍室の扉開閉８回／日等」を「32℃及び16℃、冷凍室への食品の代替となる水の投入等」に改める。

10－４中「目安燃料使用量は」を「目安燃料使用量は、」に改める。

20－３及び20－４中「目安電気料金は」を「目安電気料金は、」に改める。

○経済産業省告示第四十一号

製造業外国従業員受入事業に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月一日　　経済産業大臣　林　　幹雄

製造業外国従業員受入事業に関する告示

第１　目的

本告示は、経済産業省の所掌に係る製造事業者（以下「製造事業者」という。）が製造業外国従業員受入事業を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

第２　用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

１　「製造業外国従業員受入事業」とは、製造事業者が、当該事業者の外国にある事業所の職員への特定の専門技術の移転等を実施するための計画（以下「製造特定活動計画」という。）を作成し、第４の３に規定する認定を受けて、その計画に基づいて当該職員を本邦にある事業所に期間を定めて転勤させて製造特定活動に従事させ、特定の専門技術の移転等を実施する事業をいう。

２　「特定外国従業員」とは、製造業外国従業員受入事業において、製造特定活動計画に基づいて製造特定活動に従事する者をいう。

３　「特定外国従業員受入企業」とは、製造業外国従業員受入事業を実施する製造事業者をいう。

４　「製造特定活動」とは、特定外国従業員が特定外国従業員受入企業との雇用契約に基づいて行う、入管法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

第３　製造業外国従業員受入事業の趣旨

製造業外国従業員受入事業は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とする。